年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

釧路国民年金 事案 337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年4月から同年6月までの期間及び 55 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで

② 昭和55年1月から同年8月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和 36 年に実家の家族が加入手続をして、結婚前まで納付をしてくれ、39 年に結婚した以降は夫が仕事の合間を見て納付しているはずであり、申立期間②についても納付していたはずなので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、実家の家族が加入手続及び結婚前ま での納付をしていたとしているところ、申立人の兄に照会したところ、 「当時住民票が一緒であった他の兄弟や妻の分と併せて国民年金の加入 手続を行い、申立人の保険料も納付した。」との供述を得ている上、事 実、申立人の国民年金手帳記号番号は他の兄弟と連番で払い出されてい るほか、申立期間①のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間は他 の兄弟や義姉が納付済みであることを踏まえると、36年4月から同年6 月までの期間について申立人が未納と記録されているのは不自然である。 一方、申立期間①のうち昭和 36 年7月から 40 年3月までの期間につ いては、一緒に納付していたとする兄弟や義姉にも未納期間がみられる 上、行政記録により、申立人は38年6月にA市へ転出していることが確 認できることから、転出以後は申立人の兄が一緒に保険料を納付するこ とはできなかったものと考えられるほか、結婚後の保険料を納付したと する申立人の夫も当時の記憶が曖昧であることから納付状況が不明であ り、ほかに、36年7月から40年3月までの期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は申立期間②直前までの国民年金保険料 を 10 年以上にわたり現年度納付していたことから、申立期間②当時の納 付意識は高かったものと推察される。

また、当時、A市では、毎年3月末までに翌年度の国民年金保険料の納付書を発行していたことから、申立人は、昭和55年1月から同年3月までの期間の納付書を所持していたと考えられ、納付意識の高かった申立人が、申立期間②のうち、55年1月から3月までの国民年金保険料を納付しない事情は見当たらない。

- 一方、申立期間②のうち、昭和 55 年4月から同年8月までの期間については、被保険者台帳及びA市が作成した被保険者名簿ともに資格喪失日が 55 年3月 15 日となっていることから、申立人に対して昭和 55 年度の納付書が発行されていたとは考え難く、ほかに、55 年4月から同年8月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 338

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの期間、平成元年1月から同年3月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで

② 平成元年1月から同年3月まで

③ 平成3年4月から4年3月まで

結婚後に私が夫婦の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料の納付や免除申請手続はすべて私が行ってきた。納付できない時は免除を申請し、少しでも納付できる時には夫の分だけでも納付してきた。申立期間①及び③については、夫は免除記録になっているのに私は未納になっており、また、申立期間②については、夫婦共に未納となっているが、それぞれ免除申請したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料免除申請を夫婦同時に行っていたとする申立人 の夫については、申立人の申立期間①及び③に係る納付記録は免除とな っている。

また、免除申請は、世帯単位の所得で承認の可否が判断されていたため、 世帯同一の納付記録となるのが一般的であり、申立期間①及び③について、 申立人の夫が申請免除、申立人が未納と納付記録が異なるのは不自然であ る。

さらに、申立期間①及び③の前後の期間である昭和 59 年 10 月から平成7年 12 月までの期間の夫婦の納付記録を見ると、申立期間を除き、免除期間は夫婦同一の記録であり、申立人が、申立期間①及び③について、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて、生活状況にはほとんど変化は無かったと申し述べているところ、申立期間②の前後の期間については、夫婦共に免除期間とされており、申立期間②の3か月のみ免除を認められなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

釧路国民年金 事案 339

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和40年10月から41年3月まで

昭和36年3月に、畜産農家を営んでいた父親に代わって、農業協同組合で、年間収支契約を行い、このとき、農協の参事であった者が国民年金の加入手続をしてくれた。

それ以降、国民年金保険料は、農協の口座から引き落とされ、取引綴りの中に納付証があったことを覚えており、申立期間①が未納、申立期間②が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度準備期間中の昭和35年10月1日付けで資格取得し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと推察される。

また、申立人が保管する農業協同組合に対する申立期間当時の提出資料によると、契約高が年々増加するとともに、経営規模も拡大していることが確認でき、保険料を納付する資力はあったと考えられ、納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、申立人の被保険者台帳によると、申立期間②は未納と記録されているものの、町が作成した被保険者名簿では免除とされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人の加入手続をしてくれたとする農協職員は、当時、同組合に勤務していたことが確認でき、申立人の供述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路厚生年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月12日から49年2月11日まで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したと ころ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

昭和45年10月から49年2月までの期間のうち、冬期間に季節雇用として4回勤務したが、46年2月12日以降、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

申立期間のうち、毎年の秋から翌年の春までの期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月から49年2月までの期間、A社に季節雇用として4回勤務したと供述しているが、申立人が同社において一緒に勤務したとする複数の同僚に照会したところ、「申立人は、最初の勤務時には一緒に勤務していたが、46年2月以降は勤務していなかったと思う。」と供述を得ていることから、申立人は申立期間に同社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、A社の元総務課長は、「申立人は、製造の季節労働者として勤務していたが、勤務期間についてはっきりとした記憶は無い。当時は、少しでも多くの収入がある方が良いという者は、厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。また、当時の関係書類は廃棄されていると思う。」と供述している。

さらに、A社の合併先であるB社の元代表取締役に照会したところ、「当時の厚生年金保険関係の書類は整理、廃棄済みであると思われる。」と回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から7年8月10日まで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したとこ る、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成元年5月30日から勤めていたが、居住していた同社の寮がB市からC市に移転することになり、現場が遠くなることから7年8月10日に退職し、D市に戻ってE社に入社した。」と供述している。

しかし、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができないほか、申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、A社に照会したところ、「当時の記録は無く詳細は不明だが、B市の寮は平成5年に改築しており、改築の着工前には同寮の入寮者は他の寮へ引っ越すようにしていたはずである。」と回答している。

さらに、申立人がA社退職後に入社したE社に照会したところ、「申立人は平成5年8月23日から仕事を始めているが、最初はアルバイトのため厚生年金保険には加入しておらず、8年5月1日から加入している。」との回答を得ていることに加え、同社の「平成5年度日報」においても、5年8月23日から勤務していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から51年3月まで

② 昭和51年8月から52年4月まで

③ 昭和52年8月から同年11月まで

④ 昭和52年12月から53年3月まで

⑤ 昭和54年8月から同年9月まで

⑥ 昭和55年8月から同年10月まで

⑦ 昭和60年4月から同年5月まで

昭和 48 年 8 月から 60 年 5 月までの船員保険の標準報酬月額が、3 万円から 32 万円と記録されているが、実際には 20 万円から 45 万円の報酬だったので、支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における標準報酬月額について、船舶所有者のA社から委任を受けて社会保険事務所(当時)への届出業務等を代行していたB漁業協同組合が保管している「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」の控えによると、申立人の標準報酬月額は、昭和48年8月から51年3月までの期間が3万円から18万円、51年8月から52年4月までの期間が6万4,000円から16万円、52年8月から同年11月までの期間が16万円、52年12月から53年3月までの期間が8万6,000円、54年8月から同年9月までの期間が32万円、55年8月から同年10月までの期間が20万円、60年4月から5月までの期間が24万円と記載されており、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、他の被保険者と比較しても差が無いことが確認できる。

また、申立期間の大半を船長として乗り組んだ申立人と、同様の期間に漁労長として乗り組んだ者の標準報酬月額を比較しても、被保険者期間の内の三分の二の期間は同額で、残る期間についても大きな差はないことが確認で

きる。

さらに、船舶所有者のA社に照会したところ、「標準報酬月額はB漁業協同組合部会精算規定によるもので、漁ごとに船員保険料を精算していた。職種は、当初は甲板員として、昭和49年4月以降は船長として雇用した。」との回答を得ている。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員 保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書 等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月25日から26年4月9日まで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したと ころ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。 当時は、脱退手当金という制度があることも知らず、請求した記憶も受 給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る 厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和26年8月30日に支 給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当 金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはうか がえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。